平成２５年（フ）第５８４号
埼玉県越谷市相模町２丁目134番地
債務者　木嶋　曜平
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６２２号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番１―606号
債務者　平岩喜久丸
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５９０号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1507番地の９
債務者　松本　芳範
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８７号
岡山県津山市京町39番地８
債務者　鍛治原郁枝
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第９５号
岡山県美作市土居3326番地２　万の台団地102号
債務者　佐藤　英美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１号
岡山県津山市川崎800番地
債務者　佐伯　祐介
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第４６４号
愛知県豊田市十塚町４丁目44番地　ビラージ十塚302号
債務者　大濵﨑　恵
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４０２１号
埼玉県新座市栄４丁目７―17―901
債務者　佐藤　真依
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０２２号
東京都東久留米市本町２丁目４―６　ヒューチャーハイム東久留米２―203
債務者　長山　　香
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０２３号
東京都福生市志茂63番地２　ルミネント牛浜101号室
債務者　石井美奈子（旧姓吉澤・海老谷）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０２４号
東京都練馬区石神井台８丁目22―18　第一すみれ荘１―西
債務者　齋藤　淳子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０２５号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1228―８―201
債務者　原田小枝子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１７９号
東京都台東区日本堤１丁目２―11　ニューホテル第一
債務者　深井　則彦
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９６号
神奈川県横浜市栄区飯島町527　飯島団地４―４―503
債務者　戸高　克彦
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６９号
千葉県松戸市栗山59―４　グランドメゾン染谷103、住民票上の住所東京都千代田区外神田２丁目10―５
債務者　中村　智則
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６号
東京都東村山市栄町２丁目40―１―205
債務者　的場　美子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部